

るモリブデン白金に係り其目的とする所は價格低廉にして白金に代用し得へき新規の裝飾用合金を得るに在り。

請求の範圍 前文記載の目的を以て本書に詳記せる如き割合に白金と銀とモリブデンとを成分とするモリブデン白金。

第三三二九號

大正七年四月二十日出願
大正八年二月十九日特許
特許權者 東京府 重田成幸

モリブデン金

發明の性質及び目的の要領 本發明は銅、アルミニウム、モリブデン及タングステンの合金より成るモリブデン金に係り、其目的とする所は光輝色澤、不變性及展延性等に關して黄金に酷似せる特徴を有する新規の實用的合金を得るに在り。

特許請求の範圍 前文記載の目的を以て詳記せる如き割合に銅とアルミニウムとモリブデンとタングステンを合金せしめて成るモリブデン金。

第三三八三三號

大正七年三月一日出願
大正八年二月十九日特許
特許權者 東京府 菅原善治

菅原式亞鉛電氣鍍金液

發明の性質及び目的の要領 本發明は亞鉛電鍍の亞鉛鹽液中に鹽化錫と明礬又は硫酸アルミニウム及稀醋酸液にて處理したる硫酸曹達溶液を注加したる鹽鉛電鍍液調製法に係り、其目的とする所は素地と亞鉛の親和力を強固にし海綿狀亞鉛の成生を防ぎ鍍着亞鉛分子を緻密厚層にして光輝あらしむるにあり。

特許請求の範圍 前記の目的を以て本文に詳記せる如く亞鉛鹽鍍金液中に稀醋酸を以て溶解したる硫酸アルカリと鹽化錫と明礬又は硫酸アルミニウムを注加して成る亞鉛電鍍液調製法。

第一八六二四號の改訂

明治四十三年十月一日原特許
大正七年八月十六日改訂出願
大正八年二月十九日改訂許可
特許權者 神奈川縣 橫濱船渠株式會社

鐵筋混凝土船艇

發明の性質及び目的の要領 本發明は鐵筋混凝土を船艇に應用するものにして普通鋼又は製鐵船艇の如く龍骨、肋骨、梁、梁柱等を構成し肋骨の内外又は梁等の外面に鐵筋混凝土を使用し以て外殼、二重底、隔壁又は甲板を製作するにありて其目的とする所は建造修繕共に容易にして耐久力に富み且つ建造費及び維持費を極めて低廉ならしめ以て有效なる船艇を構成するに在り。

特許請求の範圍 一、本文所載の目的に於て本文に詳記し別紙圖面に明示せる如く鐵筋混凝土を以て水中に浮遊せしむる浮船、浮標、浮船渠の建造に使用し其の外殼、二重底及び甲板、隔壁等を構成する鐵筋混凝土船艇。二、本文所載の目的に於て本文に詳記し別紙圖面に明示する如く普通鋼又は鐵製船艇の如く龍骨、肋骨、梁、梁柱等を構成し肋骨の内外又は梁等の外面に鐵筋混凝土を使用すべくせる請求範圍第一項記載の船艇。三、本文所載の目的に於て本文に詳記し別紙圖面に明示する如く山形又は他の特材を以て骨格を構成し其外側に於て之と直角に棒を適宜の心距に配列し之を骨格に鉸釘し其外側に金網を張り之を棒に同定し斯るものを鐵筋として混凝土施行をなすべくせる請求範圍第一項及び第二項記載の船艇。

正誤

第五年第二號中の正誤左の如し。

正	誤	頁	行	位置
鐘	脱	目次	九	三村ノ下
於	脱	二	五	以前にノ下
保護關	脱	二	五	稅ノ上
結	脱	二	六	其ノ下
者	社	一三四	一	會ノ下